

2013年5月28日  
日 本 銀 行  
金 融 機 構 局  
金融高度化センター

金融高度化セミナー「中小企業金融の多様化に向けた電子記録債権等の活用」  
(2013年4月24日開催)における「総括コメント」要旨

池田眞朗 ABL 協会理事長、慶應義塾大学法学部教授・大学院法務研究科教授

本日のセミナーは時宜を得た企画であったことに加え、第一部、第二部ともに有益な議論が展開されました。

1. 第一部「売掛債権等を活用した金融手法の現状と課題」について

第一部における ABL を中心とした売掛債権を活用した資金調達については、着実にノウハウが蓄積されている、との印象を受けました。借り手企業の実態把握に使えるとの小野さん(トゥルーバグループホールディングス代表取締役社長)の話や、SPC を活用した流動化に関する大畑さん(北洋銀行市場開発部副部長兼市場開発課長)の話を伺っていると、売掛債権の活用のレベルアップを感じます。

ABL は地域経済の発展に有用な手法です。中村さん(ABL 協会理事・運営委員長)が紹介したように、金融検査マニュアルにおいて、経営改善計画を策定していない中小企業でも、ABL を活用していれば優遇されとの措置が取られています。

安倍内閣では、日本銀行に大規模な金融緩和を働きかけています。これについて、内外の経済の専門家によれば、「末端の中小企業まで実際に資金が回るかどうか」が成功のポイントであると言われていています。ここ 10 年は、法や仕組みを作って経済政策を助ける時代でした。そうした中で、ABL は日本経済の末端まで資金を回していく上で有用な手法とされてきました。大規模な金融緩和が推進される現在においても ABL の重要性は強調されるべきものです。

中村さんが指摘したとおり、売掛債権を活用した金融手法においては、買掛債務者による「承諾」が重要な役割を果たしています。もっとも、現在公表されている民法改正試案では、467 条(指名債権の譲渡の第三者対抗要件)において、「承諾」を対抗要件から外すとの案が示されています。また、468 条(指名債権の譲渡における債務者の抗弁)では、債務者の抗弁権に対抗する要件について、債務者による「異議をとどめない承諾」をやめて「抗弁放棄の意思表示」に代える、との案が示されています。本日の議論においても「承諾」の有用性が指摘されていることから、こうした試案には疑問を感じています。現在、民法改正試案はパブリックコメントの受付期間中ですので、業務に不利な改正とならないように、皆さんもコメントすべきだと思います。

## 2. 第二部「電子記録債権の活用の方向性」について<sup>1</sup>

第二部のディスカッションは、最新の情報を織り込み、電子記録債権に関する現状と展望が殆どカバーされる内容でした。岩本さん(全銀電子債権ネットワーク取締役会長)から、「でんさいネット」への登録会社が15万社を超えたとの報告がありました。私は、電子記録債権法の立法に携わりましたが、電子記録債権ができれば、手形の代替活用は急速に広がると考えていましたので、「でんさいネット」および先行したメガバンク系の記録機関への登録会社の増加は予測の範囲の動きです。

しかし、電子記録債権は、単に手形の代替となるだけでは十分ではありません。資金供給における担保としての活用に真髄があります。

電子記録債権は、担保として優秀なものです。金額が確定している、支払が保証されている、可視性がある、分割できる、といったことに加え、電子データとして属性が書き込めます。属性が書き込める点は、ローン債権として譲渡する際にも活用できます。

田中丸さん(電子債権アクセプタンス代表取締役社長)からは中小企業にどう活用できるのか、三井住友銀行の平田さんからは支払サイトを長くする代わりに電子記録債権にする、との話もありました。中小企業の資金調達に活用するポイントは、対象額の一部でも良いから、買掛債務者にどれだけ早いタイミングで電子記録債権を出してもらえるか、にあります。仁科さん(弁護士)のお話にあった電子契約であれば、その契約段階で、対象額の半分でも良いから、電子記録債権にしてもらえれば、活用できます。

なお、電子記録債権に将来債権というものはありません。電子記録債権の発生は、記録が効力発生の要件です。記録したら既発生債権になります。発生させた後の移転も記録が効力発生の要件ですので、記録しなければ移転しません。電子記録債権の移転は、そうした性質のものなので、対抗要件<sup>2</sup>の問題は生じません。

電子記録債権の債務者は、発生させた以上、期日に払わざるを得ません。そういったものであるからこそ、電子記録債権を早期にもらえれば、有用な担保として使えるのです。

---

<sup>1</sup> 電子記録債権の資金調達への活用に関する池田教授の見解の詳細は、池田真朗「電子記録債権による資金調達の課題と展望」金融法務事情 NO.1964 2013年2月25日号参照。

<sup>2</sup> 当事者間においてすでに効力の発生している権利関係について、第三者に主張するための要件。指名債権の譲渡であれば、譲渡人と譲受人の合意によって効力が発生する。それを第三者に対抗するためには、特例法の登記という公示制度を活用するのであれば、譲渡人から債務者への通知または債務者の承諾(いずれも確定日付のある証書によるもの)が必要となる。

### 3. 売掛債権と電子記録債権のバッティング

将来売掛債権を譲渡担保とした ABL では、電子記録債権とのバッティングに気を付けねばなりません。売掛債権の譲渡人(ABL の借入企業)に対し、債務者(借入企業の販売先等)が電子記録債権で支払をした場合(売掛債権が電子記録債権に変わった場合)に、売掛債権の譲渡人(ABL の借入企業)が受け取ったその電子記録債権を売掛債権の譲受人(ABL を実施した金融機関)とは別の者に譲渡してしまうと、売掛債権の譲受人(ABL を実施した金融機関)は、売掛債権の譲渡担保について登記をしていたとしても、対抗できなくなります。電子記録債権は、原因債権である売掛債権とは別債権だからです。

従来からも、売掛債権と手形で同様の問題がありました。この問題への対応は、中村さんの話にもあったとおり、売掛債権を担保にした ABL を行う場合、契約の中に、「売掛債権に代えて電子記録債権が出された場合には、それを譲受人(金融機関)に譲渡する」旨のコベナンツ(誓約条項)を入れておく、ということになります。

### 4. 第一部と第二部の共通のポイント

本日のセミナーでは、第一部と第二部をどうつなげて考えるかに醍醐味があります。電子記録債権については、中小企業から商品・サービスを購入した先(大企業、地公体等)が電子記録債権を早期に発生させれば、受け手である中小企業が資金調達に活用できます。こうした「債務者も金融機関もリスクをとりながら中小企業の資金調達の活性化を図る」との発想は、売掛債権を活用した ABL も同じです。売掛債権の ABL も電子記録債権の活用も深いところで同じ発想があるのです。